調布市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○調布市福祉のまちづくり条例施行規則 | ○調布市福祉のまちづくり条例施行規則 |
| 第１条から第１９条まで　略別表第１及び別表第２　略 | 第１条から第１９条まで　略別表第１及び別表第２　略 |
| 別表第３（第５条関係） | 別表第３（第５条関係） |
| 建築物（集合住宅を除く。）に関する都市施設整備基準 | 建築物（集合住宅を除く。）に関する都市施設整備基準 |
|  | 整備項目 | 都市施設整備基準 |  |  | 整備項目 | 都市施設整備基準 |  |
|  | １ | 移動等円滑化経路等 | (１)　次に掲げる場合には，それぞれ次に定める経路のうち１以上（エに掲げる場合にあっては，そのすべて）を高齢者，障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。 |  |  | １ | 移動等円滑化経路等 | (１)　次に掲げる場合には，それぞれ次に定める経路のうち１以上（エに掲げる場合にあっては，そのすべて）を高齢者，障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。 |  |
|  |  | ア　建築物に，不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合　道等から当該利用居室等までの経路 |  |  |  | ア　建築物に，不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合　道等から当該利用居室等までの経路 |  |
|  |  | イ　建築物又はその敷地に８の項（２）アに掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合　利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは，道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 |  |  |  | イ　建築物又はその敷地に車椅子使用者，高齢者，妊婦，乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便房（以下「だれでもトイレ」という。）を設ける場合　利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは，道等。ウにおいて同じ。）から当該だれでもトイレまでの経路 |  |
|  |  | ウ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 |  |  |  | ウ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 |  |
|  |  | エ　建築物が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し，その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） |  |  |  | エ　建築物が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し，その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） |  |
|  |  | (２)　移動等円滑化経路等上に，階段又は段を設けないこと。ただし，傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は，この限りでない。 |  |  |  | (２)　移動等円滑化経路等上に，階段又は段を設けないこと。ただし，傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は，この限りでない。 |  |
|  | ２～７　略 |  |  | ２～７　略 |  |
|  | ８ | 便所 | (１)　不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する便所を設ける場合には，床の表面を粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |  | ８ | 便所 | (１)　不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する便所を設ける場合には，床の表面を粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | (２)　前号の便所のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）は，次に掲げるものとすること。 |  |  |  | (２)　前号の便所のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）は，次に掲げるものとすること。 |  |
|  |  | ア　便所内に，次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を１以上設けること。 |  |  |  | ア　便所内に，次に掲げる構造のだれでもトイレを１以上設けること。 |  |
|  |  | (ア)　腰掛便座，手すり等が適切に配置されていること。 |  |  |  | (ア)　腰掛便座，手すり等が適切に配置されていること。 |  |
|  |  | (イ)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |  |  |  | (イ)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |  |
|  |  | (ウ)　一般用の便所に近接し，分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |  |  |  | (ウ)　一般用の便所に近接し，分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |  |
|  |  | (エ)　車椅子使用者用便房及び便所の出入口には，当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 |  |  |  | (エ)　出入口には，だれでもが利用できる旨を表示すること。 |  |
|  |  | イ　便所内に，高齢者，障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 |  |  |  | イ　便所内に，高齢者，障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 |  |
|  |  | ウ　便所内に，ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設け，当該便房及び便所の出入口には，その旨の表示を行うこと。 |  |  |  | ウ　便所内に，ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設け，当該便房及び便所の出入口には，その旨の表示を行うこと。 |  |
|  |  | エ　便所内に，ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け，当該便所の出入口には，その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。 |  |  |  | エ　便所内に，ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け，当該便所の出入口には，その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。 |  |
|  |  | (３)及び（４）略 |  |  |  | (３)及び（４）略 |  |
|  | ９～１７　略 |  |  | ９～１７　略 |  |
| 別表第４（第５条関係） | 別表第４（第５条関係） |
| 建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）に関する特定都市施設遵守基準 | 建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）に関する特定都市施設遵守基準 |
|  | 整備項目 | 特定都市施設遵守基準とすべき事項 |  |  | 整備項目 | 特定都市施設遵守基準とすべき事項 |  |
|  | １～９　略 |  |  | １～９　略 |  |
|  | 10 | 宿泊施設の客室 | (１)　及び（２）略 |  |  | 10 | 宿泊施設の客室 | (１)　及び（２）略 |  |
|  |  | (３)　一般客室は，次に掲げるものでなければならない。 |  |  |  | (３)　一般客室は，次に掲げるものでなければならない。 |  |
|  |  | ア　宿泊者特定経路を１以上確保すること。ただし，傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は，この限りでない。 |  |  |  | ア　宿泊者特定経路を１以上確保すること。ただし，傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は，この限りでない。 |  |
|  |  | イ　一般客室（和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。）の出入口の幅は，80センチメートル以上とすること。 |  |  |  | イ　一般客室（和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。）の出入口の幅は，80センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | ウ　一般客室内の１以上の便所及び１以上の浴室等の出入口の幅は，70センチメートル以上とすること。 |  |  |  | ウ　一般客室内の１以上の便所及び１以上の浴室等の出入口の幅は，70センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | エ　一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は，当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし，次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ，当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。 |  |  |  | エ　一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は，当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし，次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ，当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。 |  |
|  |  | (ア)　同一客室内に複数の階がある場合　当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 |  |  |  | (ア)　同一客室内に複数の階がある場合　当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 |  |
|  |  | (イ)　勾配が，12分の１を超えない傾斜路を併設する場合　当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 |  |  |  | (イ)　勾配が，12分の１を超えない傾斜路を併設する場合　当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 |  |
|  |  | (ウ)　浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合　当該高低差の部分 |  |  |  | (ウ)　浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合　当該高低差の部分 |  |
|  |  | オ　当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については，ア中「宿泊者特定経路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。 |  |  |  | オ　当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については，ア中「宿泊者特定経路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。 |  |
|  |  | カ　宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては，当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については，ア及びオの規定は適用しない。 |  |  |  | カ　宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等若しくはその一部又は１の項第１号アに規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては，当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については，ア及びオの規定は適用しない。 |  |
|  | １１～１７　略 |  |  | １１～１７　略 |  |
| 別表第５及び別表第６　略別表第７（第５条関係） | 別表第５及び別表第６　略別表第７（第５条関係） |
| 公園に関する都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準 | 公園に関する都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準 |
|  | 整備項目 | 都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準 |  |  | 整備項目 | 都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準 |  |
|  | １～９　略 |  |  | １～９　略 |  |
|  | 10 | 便所 | (１)　便所を設ける場合は，次に掲げる構造とすること。 |  |  | 10 | 便所 | (１)　便所を設ける場合は，次に掲げる構造とすること。 |  |
|  |  | ア　出入口の幅は，85センチメートル以上とすること。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は，80センチメートル以上とすることができる。 |  |  |  | ア　出入口の幅は，85センチメートル以上とすること。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は，80センチメートル以上とすることができる。 |  |
|  |  | イ　便所の出入口に至る通路に段差を設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は，次に掲げる傾斜路を設けること。 |  |  |  | イ　便所の出入口に至る通路に段差を設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は，次に掲げる傾斜路を設けること。 |  |
|  |  | (ア)　幅は，90センチメートル以上とすること。 |  |  |  | (ア)　幅は，90センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (イ)　勾配は，５パーセント（20分の１）以下とすること。ただし，高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント（約８分の１）以下，傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は８パーセント（約12分の１）以下とすることができる。 |  |  |  | (イ)　勾配は，５パーセント（20分の１）以下とすること。ただし，高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント（約８分の１）以下，傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は８パーセント（約12分の１）以下とすることができる。 |  |
|  |  | ウ　表面は，ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 |  |  |  | ウ　表面は，ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 |  |
|  |  | エ　高齢者，障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 |  |  |  | エ　高齢者，障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 |  |
|  |  | (２)　車椅子使用者用便房 |  |  |  | (２)　だれでもトイレ |  |
|  |  | 便所を設ける場合は，車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）設けることとし，次に掲げる構造とすること。 |  |  |  | 便所を設ける場合は，だれでもトイレ又はだれでもトイレを有する便所を１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）設けることとし，次に掲げる構造とすること。 |  |
|  |  | ア　戸は，車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。 |  |  |  | ア　戸は，車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。 |  |
|  |  | イ　腰掛便座，手すり等が適切に配置されていること。 |  |  |  | イ　腰掛便座，手すり等が適切に配置されていること。 |  |
|  |  | ウ　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |  |  |  | ウ　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |  |
|  |  | エ　一般用の便所に近接し，分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |  |  |  | エ　一般用の便所に近接し，分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |  |
|  |  | オ　車椅子使用者用便房のある便所及び車椅子使用者用便房には，当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 |  |  |  | オ　だれでもトイレのある便所及びだれでもトイレには，だれでもが利用できる旨を表示すること。 |  |
|  |  |  | (３)　及び（４）　略 |  |  |  |  | (３)　及び（４）　略 |  |
|  | １１～１５　略 |  |  | １１～１５　略 |  |
| 別表第８（第５条関係） | 別表第８（第５条関係） |
| 公共交通施設に関する都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準 | 公共交通施設に関する都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準 |
| １　公共交通施設 | １　公共交通施設 |
|  | 整備項目 | 都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準 |  |  | 整備項目 | 都市施設整備基準及び特定都市施設遵守基準 |  |
|  | １～９　略 |  |  | １～９　略 |  |
|  | 10 | 便所（一般用） | 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は，次の各号に掲げる構造とすること。 |  |  | 10 | 便所（一般用） | 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は，次の各号に掲げる構造とすること。 |  |
|  |  | (１)　便所への案内，誘導及び男女別表示等を分かりやすく表示すること。 |  |  |  | (１)　便所への案内，誘導及び男女別表示等を分かりやすく表示すること。 |  |
|  |  | (２)　床面には，高齢者，障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は，７の項に規定する構造の傾斜路を設けること。 |  |  |  | (２)　床面には，高齢者，障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は，７の項に規定する構造の傾斜路を設けること。 |  |
|  |  | (３)　床の表面は，ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 |  |  |  | (３)　床の表面は，ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | (４)　大便器は，１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）を腰掛け式とすること。 |  |  |  | (４)　大便器は，１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）を腰掛け式とすること。 |  |
|  |  | (５)　腰掛け式とした大便器及び小便器の１以上に，それぞれ手すりを設けること。 |  |  |  | (５)　腰掛け式とした大便器及び小便器の１以上に，それぞれ手すりを設けること。 |  |
|  |  | (６)　男子用小便器を設ける場合は，１以上を床置式又は壁掛式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 |  |  |  | (６)　男子用小便器を設ける場合は，１以上を床置式又は壁掛式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 |  |
|  |  | (７)　便所内に，高齢者，障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。ただし，車椅子使用者用便房に設置してある場合は，この限りでない。 |  |  |  | (７)　便所内に，高齢者，障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。ただし，だれでもトイレに設置してある場合は，この限りでない。 |  |
|  |  | (８)　ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設けること。ただし，車椅子使用者用便房に設置してある場合は，この限りでない。 |  |  |  | (８)　ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設けること。ただし，だれでもトイレに設置してある場合は，この限りでない。 |  |
|  |  | (９)　ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を１以上設けること。ただし，車椅子使用者用便房に設置してある場合は，この限りでない。 |  |  |  | (９)　ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を１以上設けること。ただし，だれでもトイレに設置してある場合は，この限りでない。 |  |
|  |  | (10)　第７号から前号までの設備を設けた便房及び便所の出入口には，その旨の表示を行うこと。 |  |  |  | (10)　第７号から前号までの設備を設けた便房及び便所の出入口には，その旨の表示を行うこと。 |  |
|  | 11 | 便所（車椅子使用者用便房） | 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は，車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）設けることとし，当該便所は，10の項に規定するほか次に掲げる構造とすること。 |  |  | 11 | 便所（だれでもトイレ） | 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は，だれでもトイレ又はだれでもトイレを有する便所を１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）設けることとし，当該便所は，10の項に規定するほか次に掲げる構造とすること。 |  |
|  |  | (１)　便所（一般用）に近接し，分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |  |  |  | (１)　便所（一般用）に近接し，分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |  |
|  |  | (２)　車椅子使用者用便房の出入口の幅は，85センチメートル以上とすること。 |  |  |  | (２)　だれでもトイレの出入口の幅は，85センチメートル以上とすること。 |  |
|  |  | (３)　出入口には，高齢者，障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。 |  |  |  | (３)　出入口には，高齢者，障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。 |  |
|  |  | (４)　出入口には，当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 |  |  |  | (４)　出入口には，だれでもが利用できる旨を表示すること。 |  |
|  |  | (５)　車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。 |  |  |  | (５)　車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。 |  |
|  |  | (６)　腰掛け便座，手すり等を適切に配置すること。 |  |  |  | (６)　腰掛け便座，手すり等を適切に配置すること。 |  |
|  |  | (７)　出入口の戸は，車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 |  |  |  | (７)　出入口の戸は，車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 |  |
|  | １２～１９　略 |  |  | １２～１９　略 |  |
| 別表第９　略別表第10（第７条，第10条関係） | 別表第９　略別表第10（第７条，第10条関係） |
|  | 区分 | 図書 |  |  | 区分 | 図書 |  |
|  | 種類 | 明示すべき事項 |  |  | 種類 | 明示すべき事項 |  |
|  | １ | 建築物 | 付近見取図 | 方位，道路及び目標となる地物 |  |  | １ | 建築物 | 付近見取図 | 方位，道路及び目標となる地物 |  |
|  |  | 配置図 | 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物の位置，届出に係る建築物と他の建築物との別，土地の高低，敷地に接する道路の位置及び幅員並びに移動等円滑化経路等及び特定経路 |  |  |  | 配置図 | 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物の位置，届出に係る建築物と他の建築物との別，土地の高低，敷地に接する道路の位置及び幅員並びに移動等円滑化経路等及び特定経路 |  |
|  |  | 各階平面図 | 縮尺，方位，間取り，各室の用途，主要部分の位置及び寸法並びに移動等円滑化経路等及び特定経路 |  |  |  | 各階平面図 | 縮尺，方位，間取り，各室の用途，主要部分の位置及び寸法並びに移動等円滑化経路等及び特定経路 |  |
|  |  | ２面以上の断面図 | 縮尺及び床の高さ |  |  |  | ２面以上の断面図 | 縮尺及び床の高さ |  |
|  | ２ | 公園 | 付近見取図 | 方位，道路及び目標となる地物 |  |  | ２ | 公園 | 付近見取図 | 方位，道路及び目標となる地物 |  |
|  |  | 配置図 | 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物の位置，用途及び規模，主要な出入口及び園路，土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |  |  |  | 配置図 | 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物の位置，用途及び規模，主要な出入口及び園路，土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |  |
|  | ３ | 公共交通施設 | 付近見取図 | 方位，道路及び目標となる地物 |  |  | ３ | 公共交通施設 | 付近見取図 | 方位，道路及び目標となる地物 |  |
|  | 配置図 | 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物の位置，届出に係る建築物と他の建築物との別，敷地内における改札口，乗降場，通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |  |  | 配置図 | 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物の位置，届出に係る建築物と他の建築物との別，敷地内における改札口，乗降場，通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |  |
|  |  | 各階平面図 | 縮尺，方位，間取り，乗降場，通路，階段，昇降機並びに車椅子使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法 |  |  |  | 各階平面図 | 縮尺，方位，間取り，乗降場，通路，階段，昇降機並びにだれでもトイレその他の主要部分の位置及び寸法 |  |
|  | ４ | 路外駐車場 | 付近見取図 | 方位，道路及び目標となる地物 |  |  | ４ | 路外駐車場 | 付近見取図 | 方位，道路及び目標となる地物 |  |
|  |  | 配置図 | 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における出入口，通路，主要な施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |  |  |  | 配置図 | 縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における出入口，通路，主要な施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 |  |
|  | ５ | 共通 | その他市長が必要と認める図書 |  |  | ５ | 共通 | その他市長が必要と認める図書 |  |
| 別表第11（第15条関係） | 別表第11（第15条関係） |
| 集合住宅整備基準 | 集合住宅整備基準 |
|  | 整備項目 | 集合住宅整備基準 |  |  | 整備項目 | 集合住宅整備基準 |  |
|  | １ | 特定経路等 | (１)　集合住宅においては，道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては，地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち１以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち１以上を，多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。 |  |  | １ | 特定経路等 | (１)　集合住宅においては，道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては，地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち１以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち１以上を，多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。 |  |
|  |  | (２)　集合住宅に，不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する居室等，８の項（２）アに掲げる構造の車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては，別表第３のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において，同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については，この表の規定は適用しない。 |  |  |  | (２)　集合住宅に，不特定若しくは多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する居室等，だれでもトイレ又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては，別表第３のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において，同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については，この表の規定は適用しない。 |  |
|  |  | (３)　特定経路等上には，階段又は段を設けないこと。ただし，傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は，この限りでない。 |  |  |  | (３)　特定経路等上には，階段又は段を設けないこと。ただし，傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は，この限りでない。 |  |
|  | ２～７　略 |  |  | ２～７　略 |  |
|  | ８ | 便所 | (１)　多数の者が利用する便所を設ける場合には，床の表面を粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |  | ８ | 便所 | (１)　多数の者が利用する便所を設ける場合には，床の表面を粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げること。 |  |
|  |  | (２)　前号の便所のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）は，次に掲げるものとすること。 |  |  |  | (２)　前号の便所のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）は，次に掲げるものとすること。 |  |
|  |  | ア　便所内に，次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を１以上設けること。 |  |  |  | ア　便所内に，次に掲げる構造のだれでもトイレを１以上設けること。 |  |
|  |  | (ア)　腰掛便座，手すり等が適切に配置されていること。 |  |  |  | (ア)　腰掛便座，手すり等が適切に配置されていること。 |  |
|  |  | (イ)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |  |  |  | (イ)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |  |
|  |  | (ウ)　一般用の便所に近接し，分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |  |  |  | (ウ)　一般用の便所に近接し，分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 |  |
|  |  | (エ)　車椅子使用者用便房及び便所の出入口には，当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 |  |  |  | (エ)　出入口には，だれでもが利用できる旨を表示すること。 |  |
|  |  | イ　便所内に，高齢者，障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 |  |  |  | イ　便所内に，高齢者，障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。 |  |
|  |  | (３)　及び（４）略 |  |  |  | (３)　及び（４）略 |  |
|  | ９～１５　略 |  |  | ９～１５　略 |  |
| 第１号様式から第４号様式まで　略 | 第１号様式から第４号様式まで　略 |
| 第５号様式 | 第５号様式 |
| 第６号様式 | 第６号様式 |
| 第７号様式 | 第７号様式 |
| 第８号様式 | 第８号様式 |
| 第９号様式から第１６号様式まで　略 | 第９号様式から第１６号様式まで　略 |
| 第１７号様式 | 第１７号様式 |
|  |  |
|  |  |

　　　附　則（令和４年３月日規則第号）

１　この規則は，令和４年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前の調布市福祉のまちづくり条例施行規則の様式は，その残品の存する間，所要の修正を加え，なお使用することができる。